

空き家の無料相談会

相続したけれど住む予定はないし…

まだ住めるけど売れるかしら…

解体するにも費用がかかるし…

こんな空き家はないかしら…

空き家のこと一度相談してみませんか？

空き家に関する様々な相談に

専門家（司法書士・宅建士等）がお答えします



令和6年3月10日（日）午前9時30分～正午

瀬戸蔵 4階 会議室2、3

※事前にお申し込みください。

- ・ 電話・FAX・メールにて①住所②氏名③電話番号など連絡先④相談内容を明記のうえ、お申し込みください。
- ・ 申込期間 令和6年2月26日（月）～3月8日（金）正午
＜定員になり次第締め切り＞
- ・ 相談時間は一組につき30分程度となります。
- ・ 内容により登記全部事項証明書の写しなどの書類をお持ちいただくと有用です。

主催・お申し込み・お問合せ：瀬戸市役所都市整備部都市計画課

TEL 0561-88-2686 FAX 0561-88-2695

MAIL tokei@city.seto.lg.jp